別表第 11（第 25 条関係）

電気通信番号の種別	対象となる電気通信番号
1　電気通信番号規則第５条第１項に規定する電気通信番号	$00X_1X_2$ 又は $002Y_1Y_2$
2　電気通信番号規則第５条第２項に規定する電気通信番号	$0091N_1N_2$
3　電気通信番号規則第９条第１項第１号に規定する電気通信番号	ABCDEFGHJ
4　電気通信番号規則第９条第１項第２号に規定する電気通信番号	91CDE から始まる 13 けたを超えない十進数字
5　電気通信番号規則第９条第１項第３号に規定する電気通信番号	70CDEFGHJK、80CDEFGHJK 又は 90CDEFGHJK
6　電気通信番号規則第９条第１項第４号に規定する電気通信番号	204DEFGHJK
7　電気通信番号規則第９条第１項第５号に規定する電気通信番号	881 から始まる 15 けたを超えない十進数字
8　電気通信番号規則第 10 条第１項第１号に規定する電気通信番号	60CDEFGHJK
9　電気通信番号規則第 10 条第１項第２号に規定する電気通信番号	50CDEFGHJK
10　電気通信番号規則第 10 条第１項第３号に規定する電気通信番号	AB0DEFGHJ 又は AB0DEFGHJK

注１　１の項及び２の項に掲げる電気通信番号については、当該電気通信番号の次に電気通信事業者が付加的な機能を用いて提供する電気通信役務の内容及びその役務の利用者を識別するための電気通信番号が続くものに限る。

２　10 の項に掲げる電気通信番号については、電気通信事業者が付加的な機能を用いて提供する電気通信役務の内容及びその役務の利用者を識別するための電気通信番号に限る。